



ISO等認証取得事業のご案内

1 補助対象者

市内に事業所を有し、事業を営む中小企業者

2 補助対象となる認証及び規格等

ISO等の国際規格、JIS等の日本規格、エコアクション等の環境マネジメントシステムまたは市長が適当と認める認証の取得に関する事業

※新規取得するもののみ対象となります。

3 補助金の対象となる経費

①管理マニュアルの作成に係る経費

②規程及び契約書類の作成に係る経費

③記録類の点検に係る経費

④教育訓練等の実施に係る経費

⑤模擬審査の実施に係る経費

⑥コンサルタント料

⑦内部監査員の養成に係る経費

⑧審査登録機関に支払う経費のうち次に掲げるもの（認証取得後の定期審査にかかる経費を除く。）

ア. 文書審査料 イ. 予備審査料 ウ. 本審査料エ. アからウに掲げるもののほか、審査に必要な経費

⑨前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

※原則、申請年度内（交付決定日～3月31日）に事業を実施・完了させる必要があります。事業計画が年度をまたぐ場合には、交付申請前にご相談ください。

※交付決定前に行われた補助対象経費に係る契約や支払いは補助対象外となりますのでご注意ください。

4 補助率・補助上限額

①補助率 補助対象経費の1/2以内

②補助限度額 20万円を限度

※市予算の定める範囲内での交付となります。採択は年間5件を予定しております（先着順）。

5 申請方法

中小企業振興支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して申込みをしてください。

①実施計画書 ②市内で事業を営んでいることが分かる書類（定款、登記事項証明書、直近の決算書等）

③市税等完納証明書 ④見積書

※中小企業支援補助金交付申請書・実施計画書の様式は下記QRコードより取得できます。HP内の「申請方法」をご確認ください。

※連続利用の制限があります。該当した場合は1ヵ年度経過後に利用可能になります。詳しくはお問い合わせください。



6 申込窓口及びお問い合わせ先

水戸市商工課 中小企業振興係 〒310-8610 水戸市中央1-4-1 TEL 029-232-9185